



災害時に備えたアマチュア無線機器の円滑な運用に関する協定

横浜市港北区

横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北支部



## 災害時に備えたアマチュア無線機器の円滑な運用に関する協定

港北区と横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北支部（以下「港北支部」という。）の間において、次のように協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 横浜市と横浜市アマチュア無線非常通信協力会は、「災害非常無線通信の協力に関する協定」（昭和47年8月20日締結）を締結し、災害時の情報収集及び伝達についての協力を定めている。港北区では災害発生時の災害非常無線通信に備え、アマチュア無線機器を配備しているが、この協定ではその運用、管理、操作に関する指導等について、港北区が港北支部に協力を求める場合の基本的事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 港北区長（以下「区長」という。）は、港北区内の災害発生に備え、平常時にアマチュア無線の管理等について港北支部の協力を要請する。

2 前項の協力要請に基づく港北支部の活動はボランティアとする。

3 平常時に協力要請する事項は以下のとおりとする

- (1) 港北区役所（以下「区役所」という。）、区内地域防災拠点（以下「拠点」という。）に設置されているアマチュア無線機器の保守・点検
- (2) 区役所、拠点で行われる防災訓練時の無線機器取扱指導
- (3) 各拠点のアマチュア無線免許取得者に対する助言・指導
- (4) その他アマチュア無線に関する技術的な助言・指導等

### （協力要請の手続）

第3条 前条第1項の規定により港北支部に協力を要請する場合の要請手続は、港北区総務部長が担当する。

ただし、状況によっては総務課長または庶務係長が担当する。

### （経費負担）

第4条 第2条の協力に対し必要とする経費は港北支部が負担する。

### （協 議）

第5条 この協定の実施に関して必要な細目は、区長と支部長が協議して定める。

2 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度区長と支部長が協議して定める。

(有効期間)

第7条 協定の有効期間は5年とし双方に異議なければ、ふたたび5年間継続する。

(附 則)

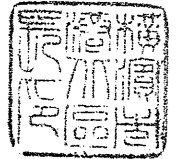
第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通保有する。

平成15年6月1日

横浜市港北区

港北区長 持田 一 皇



横浜市アマチュア無線  
非常通信協力会港北支部

支部長 浅利 信 蔵

